

医療観察法医療におけるロール・レタリングを用いた 支援に関する一考察

—— 精神保健福祉士の援助実践から ——

志村 祐子・狩野 俊介*

要旨：ロール・レタリング（役割交換書簡法）（以下、RL）は、自分自身の重要な他者に向けて架空の手紙を書くことから始め、相手からの返事の手紙も自分で書く技法である。この往復書簡を重ねることによって、相手の気持ちや立場を思いやること、自らの内心にかかえている矛盾やジレンマに気づかせ、自己の問題解決を促進することを目的としている。そこで、筆者が精神保健福祉士として医療観察法の入院医療を受けているクライアントに対して、対象行為に関する自身の感情整理や家族の心情理解を目的にRLを用いて支援を行った。その結果、自分自身と家族との双方向の視点が得られ、過去の出来事や対象行為について新たな意味づけを行うことができ、地域生活や社会復帰に向けてエンパワーされたと考えられた。このことから、精神保健福祉士が行う援助実践において本技法を用いることは、クライアントが「過去」から「現在」への歩みをたどり、クライアントが自分自身の「未来」をリカバリーしていくことができるビジョンを想起させ、エンパワメントを促すことが可能になるのではないかと考えられた。

キーワード：ロール・レタリング，精神保健福祉士，医療観察法

I はじめに

平成17年7月に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下、医療観察法）が施行され、その法の目的は、医療観察法第1条に“疾病や再害行為の再発を防止すると同時に、対象者の社会復帰を促進すること”と明記されている。この法の目的を達成するために、医師（以下、Dr）、看護師（以下、Ns）、心理療法士（以下、CP）、作業療法士（以下、OT）、精神保健福祉士（以下、PSW）の5職種で多職種チーム（Multi-Disciplinary Team：以下、MDT）を編成し、医療観察法対象者^{注1}（以下、クライアント）へ入院医療を提供している¹。

医療観察法における入院医療を進める中で、再害行為を防止するために、重大な他害行為（以下、対象行為）への「内省」を図ることが求められ、医療観察法制度に共通して用いられている評価方法である共通評価項目の中にも個人心理的要素として評価の一項目に位置づけられている²。クライアントは、入院期間を通して、これまでの自分自身の人生や対象行為に至った経過

* (独) 国立病院機構さいがた病院

を振り返り、どうしたら対象行為を起こさずに済んだのか、今後の新たな自分自身の人生や未来をどのように生きていくのか等を考え、自身に必要な医療への理解や退院後の生活イメージを獲得していく。そのために、CPを中心として、個別面接での対象行為の振り返りやグループでの内省プログラム³⁾等のさまざまな試みを通じて、対象行為を行ったことの内省を醸成していくことになる。

全国的な中澤らの大規模調査によると対象行為によって被害者（遺族）となった家族は全体の半数を占めており⁴⁾、また家族以外への対象行為だとしても、その行為によって家族と疎遠になったり、関係悪化につながったりしている事例もある。そのため、クライアントの社会復帰を促進するためには、その被害者や家族等の心情を対象者自身が受け入れ、理解し、共感できるようになることも必要とされている。

上記のように医療観察法医療においてはMDTにおける多職種チームアプローチを行っており、本制度の“核”である。つまり、クライアントの社会復帰を促進するためにCPだけでなく、DrやNsそして、PSWにおいても家族の心情理解や共感性を養うためのかわりが行われている。さらに、それらを踏まえてPSWは、クライアントの社会復帰を促進するために家族との関係調整を目指し支援している。

本稿では、筆者の一人がMDTの一員となり医療観察法の入院医療を受けるクライアントを支援した際、クライアント自身の感情整理や家族の心情理解を促すことを目的にロール・レタリング（役割交換書簡法）を実施した。その結果、クライアント自身が過去の生活や家族との関係について整理し、それらに新たな意味づけを行うことが可能となり、さらには、家族との関係調整にも若干の進展がみられた事例について分析、考察を試みる。

II ロール・レタリング（役割交換書簡法）について

ロール・レタリング（役割交換書簡法）（以下、RL）は、矯正教育の実践から生まれ、ゲシュタルト療法のエンプティ・チェアをヒントに作られたものであるとされている。RLを行う人は、基本的には自分が選択した重要な他者に向けての架空の手紙を書くことを始め、相手からの返事の手紙も自分で書くのである。セラピストが手紙の相手やテーマを指定することも多い。この往復書簡を重ねることによって、相手の気持ちや立場を思いやるという形で、自らの内心にかかえている矛盾やジレンマに気づかせ、自己の問題解決を促進するという発想から生まれたのが本技法である⁵⁾。

1. 対象

春口によって創始された本技法は、自己洞察の技法として矯正教育現場や学校教育現場、そして心身医療現場において用いられており、非行少年への適用⁶⁾や薬物乱用・依存症者、アルコール

ル依存症者への適用⁷⁾を行っている。また、神経性食思不振症の事例⁸⁾、境界性人格障害の事例で母子関係とセラピストクライアント関係をRLの中で扱った報告⁹⁾も行われている。さらには、看護師や精神保健福祉士における専門職教育¹¹⁾の中でも用いられるようになっており、対人援助職における対人関係スキルを高める教育方略としても検討されている。

司法精神医学領域においても、CPによるRLを用いた試みの報告¹²⁾はあるが、PSWが精神障害者を対象に、また司法精神医学領域においてRLを用いてアプローチを行った報告は現在までにみられていない。

2. 効果

春口はRLの臨床的仮説として、以下の7点を挙げている。「文章による思考・感情の明確化」、「自己カウンセリングの作用」、「カタルシス作用」、「受容と対決」、「自己と他者、双方からの視点の獲得」、「RLによるイメージ脱感作」、「自己の非論理的、不合理な思考に気づく」である¹³⁾。また、その後の実践からこれらに該当しないものとして、「現実吟味能力（エゴグラムにおけるAdult）の向上」、「感情移入的理解・共感性の向上」¹⁴⁾なども指摘されている。

さらに、RLの効果として考えられることが「書くこと」である。「書くこと」は心理療法において補助的なものとして使用することが有用である」とし、「物語を構成する際の認知的なプロセスが治療的な意味をもち、かつ抑制されていた感情の表現が大きな力をもつ」とされている。この指摘をRLの効果として挙げられた言葉で言い換えるならば、前者は現実的吟味能力の向上や思考・感情の明確化、後者はカタルシス効果の一端を担っていると捉えることもできると報告されている¹⁵⁾。

III 倫理的配慮

本稿を投稿することに関して、事前にクライアントとその家族に対して、個人が特定できないよう個人情報の取り扱いには配慮すること、入院中の記録や情報を論文投稿すること以外に用いないことを書面にて説明を行い、同意書の提出を得た上で同意とした。

IV 事例の概要

1. クライアント

Aさん、30歳代（当院入院時）。男性。診断は、妄想型統合失調症であり、対象行為は、X年5月に行った殺人（実母を殺害）である。X年11月にB地方裁判所より医療観察法に基づく入院医療を受ける決定がなされ入院となった。

2. 生育歴、現病歴

X-30年に同胞2人の第1子（長男）として出生した。幼少時から高校を卒業するまで、実父はトラックの運転手で月に数回自宅に帰ってくる程度であり、事実上は対象者、実母、実弟の3人での生活を送った。（入院後に語られた内容として、この当時から実父より暴力を振るわれていた。）小学校から高校までの学業成績については“中”以下であった。

高校卒業後、就職したが、1ヶ月程度で退職し、その後もいくつかの仕事を転々とした。就労については、長期間続いたことはなく、ほとんど職場に適応できずにいた。Aさんが20歳時に両親が離婚（父親とは絶縁）。翌年にAさんの暴力行為に耐えかねて同居していた実母と実弟は転居した。Aさんは、その後単身生活となったものの、単身では満足な生活を送ることができず、実母が再度同居をするようになった。その半年後から精神的な変調がみられるようになり、X-10年5月に精神科クリニックを初診し、薬物療法を受けている。しかし、薬物療法は継続されず、同年12月に隣の家への迷惑行為から、数日後に精神科病院へ入院となった。退院後は、実母に付き添われ通院を継続していたが、しばらくして実母が代理受診するようになった。

X-12年には、不穏状態のため2度目の入院となる。数ヶ月後に退院となり、約2年間は通院を継続していたが、その後再び実母の代理受診となった。

X-1年に実母の体調悪化に伴い転医した。転医後、処方変更があり、奇異な言動や誇大的な発言が観られ、対象行為数日前から拒薬し始め、X年5月に対象行為に至った。

3. 家族歴

入院時における家族は実弟のみである。対象行為前から実弟はZ市にて就労し、単身生活を送っていた。クライアントと母親との関係については、対象行為によって実母が亡くなっているために情報は乏しいが、入院後クライアント自身は実母に関して「優しい人」であったと述べている。

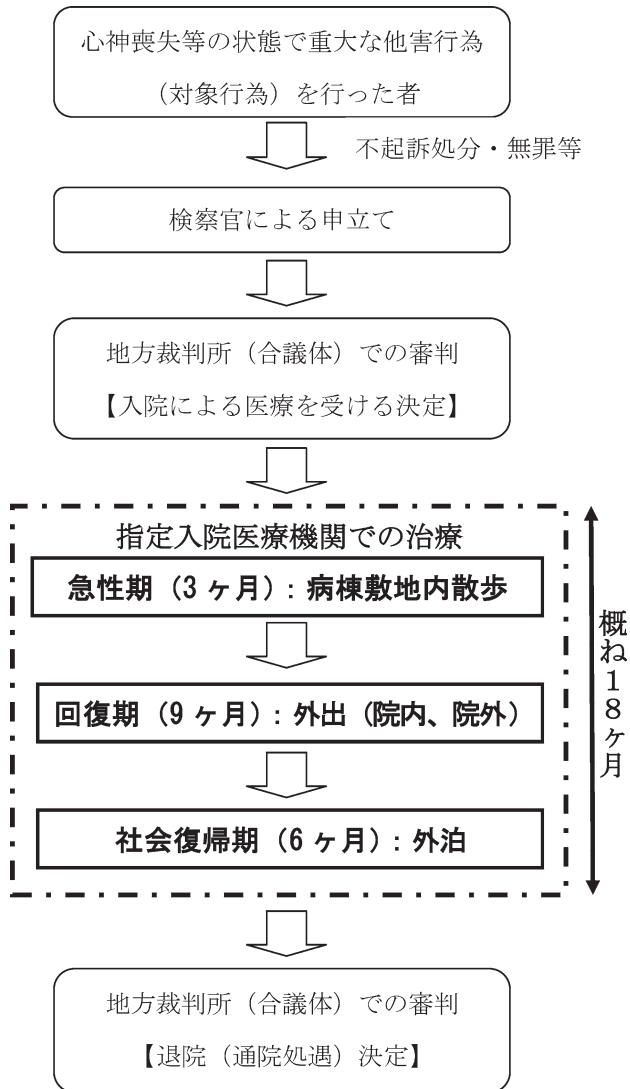
4. 当院入院後の経過：RLを用いるまでのプロセス（対象行為への内省と家族へのかかわりを中心に）

(1) 急性期ステージ：X年11月（入院決定）～X+1年3月

【Aさんの様子】

AさんはX年11月に入院となった。入院時、病識は無く、入院前に見られた多くの症状について否定した。対象行為を行ったことは認めていたが、幻視体験から「母親は生きている」と述べていたものの、入院治療を受け入れた。病棟生活の様子は、自室に籠もることが多かった。

薬物療法や作業療法、各職種面接等が開始され、受動的でありながらプログラムには応じることができ、MDTとの関係性が構築されてくると次第に対人交流がみられるようになった。



※ここに記載した期間はあくまでも標準的でガイドライン上のものであり、実際には個別の事情に応じてそれぞれの期間が異なる。

図1 医療観察法入院治療の流れ

【実弟の様子】

Aさんが入院した当日に、実弟へ電話連絡を行った。その際、「兄へのかかわりを持ちたくない」と話されたが、病院スタッフとの連絡には応じるとの返答を得られた。

電話連絡の中で実弟の生活が破綻し、PTSD 様の症状が対象行為直後から生じていたように考えられたため、実弟との面接を目的に訪問した。その際にも、A さんへの強い陰性感情や拒絶感を語られた。過去の暴力行為によって家族の生活が破綻したことや今回の対象行為によって実母を失ってしまった絶望感といった被害者遺族としての心境がありながら、加害者の家族として対象行為の後片付けや地域住民への謝罪などを求められる立場にあるというアンビバレントな心境を涙ながらに話された。

また、今回の対象行為により実弟は職を失ってしまい、失業保険と預貯金とで生活を送っていた。さらには、実弟の恋人、友人関係にも大きな影響を及ぼしていた。

(2) 回復期ステージ：X+1年3月～X+2年5月

【A さんの様子】

回復期ステージ移行後、入院当初から MDT より伝えていた母親が亡くなった事実や実弟との絶縁状態の状況、さらに自身に面会者が来ないという現実などから母親を殺害してしまったことを再認識し、対象行為の重大性の認識が深まっていった。しかしながら、それと同時に抑うつ状態が強まり、希死念慮が出現し、再度自室に籠もるようになった。それでも各職種の面接には応じ、その中で自身の心情を言語化することができ、薬物調整もなされ、徐々に治療プログラムへの参加が行えるようになった。

時には母親への怒りの感情なども表出され、対象行為について他罰的で、自己肯定的に語られたが、MDT のかわりから徐々に母親との懐かしく楽しかった思い出も話されるようになった。また、社会復帰に向けた話し合いが持たれていく中で、クライアント自身の考えを語るようになった。

【実弟の様子】

この時期の実弟の様子として、PSW からの連絡に応じられていた。以前 A さんへの陰性感情は強く、悲嘆反応と考えられる怒りの感情を PSW へぶつけてくることが続いた。

再度、実弟との面接のために MDT (Ns, CP, PSW) にて訪問を実施した。改めて、実弟の生活状況や抱えている感情を語ってもらい、実弟の了解を得た上で A さんの治療状況を伝えた。その中で、A さんの社会復帰への方向性について、将来的に事件地への居住する可能性も生じることを説明した際に非常に強い抵抗を示され、また Y 市近郊での居住となった場合に、今度は自分自身が暴力にあってしまうことの恐怖感を話された。この時、A さんから実弟への手紙も預かっていたが、「見たくもない」と受け取ることを拒否された。

(3) 社会復帰期ステージ：X+2年5月～X+2年11月（退院決定）

【A さんの様子】

退院先が入所社会復帰施設と定まり、社会復帰に向けて外泊プログラムが実施され始めたことから、各種治療プログラムへの参加がさらに意欲的になり、病識や治療アドヒアランスが向上した。それによって、対象行為の内省・洞察が深まり、対象行為当時の振り返りから暴力へ至った

プロセス、加害者の責任（説明責任、謝罪・賠償責任、再被害行為防止責任）への理解が進んだ。被害者である実母に対しては、今後も供養を継続していく意思を示し、唯一の肉親である実弟には被害者の息子かつ、加害者の弟という複雑な立場であることに理解を示すようになった。

【実弟の様子】

この時期の実弟については、再就職先も見つかり、一定の収入が得られるようになっていた。そのことで、生活不安が軽減し、また社会的に孤立していた状況が改善されたことから、Aさんについての思慮も若干ではあるが広がりを見せた。そのため、Aさんの退院や地域生活も徐々に受け入れることができ始めた。

そのため、PSWから治療状況についても電話連絡の中で伝えることを増やし、MDTでAさんが退院先への外泊プログラムを実施するために付き添った際に実弟と面接を行い、実弟の心情を傾聴しつつ、治療状況や退院後の方向性について情報提供を行っていった。

V RLの導入とその内容

1. RLを導入した背景

Aさんが入院となってから、PSWが面接を行う機会を設けていた。その中で対象行為の振り返りや内省、洞察に関することを語ってくれていたため、その言葉を実弟との電話連絡時や訪問面接時に、治療状況と合わせながら実弟へ伝えることを継続していた。

しかしながら、実弟の抱くAさんのイメージ像は、暴力的で自己中心的なものであったため、Aさんが抱いている対象行為への内省や実弟への謝罪の思いに対して、受け入れられることはなかった。PSWとしては、Aさん自身が起こしてしまった対象行為や過去の実弟への暴力に対して真に向き合おうと努力している姿勢や思いを受け入れてもらえることで、Aさんと実弟との関係修復のきっかけとすることができないだろうかと考えていた。

また、Aさん自身が望んでいる実弟との関係修復という課題に対して取り組み、改善していくことで、Aさんのエンパワメントにつながるのではないかと考えた。さらに一方で、筆者の主観かとも思うが、内省にまつわる言葉が上滑りをし、実感を伴っていない、Aさんの言葉と行動が一貫していないように感じられることがあった。

これらのことから、自己と他者双方の視点から間を置き、客観視しながら文書を記載するRLは、対象行為に関する自身の感情や実弟の心情をより整理できること、またその取り組みを実弟に理解してもらえることを可能にするかもしれない方法としてAさんに提案したところ了解されたため実施していくこととなった。

これらの作業は、Aさんが退院する前2～3ヶ月の間に実施し、全てで6通、Aさんが実弟を対象相手としてやり取りを行った。面接は2週間に1回、その面接時までには次回の手紙を記載してもらおうようにした。面接時にはその手紙を再考してもらい、記載した際の思いや感じたことな

どを語ってもらうようにし、面接を実施した。

2. RLの内容

RLの内容については、1～2通目はクライアントが書かれた内容をそのまま載せている。しかしながら、RLの3通目以降は、その内容から個人が特定されることが懸念されたため、書簡の内容を要約し論稿に載せている。

また、クライアントが書かれた書簡をもとに行ったPSWとの面接でのやり取りを【コメント】として載せている。

① 1通目：Aさんから実弟（対象相手）への手紙

【書簡の内容】

「事件の日、あれから私は反省をし、内省も続けています。入院をし、自分の行ってしまったことの大きさに戸惑っています。今の自分では考えられないことです。もっと早く自分が病気だと気付いていれば。幸せは、私が奪ってしまいました。（中略）何ができるか、どこまでできるか分かりません。人生をもう一度生きてみたいのです。何度も何度も謝って、どうか許して下さいと伝えたいです」

【コメント】

この書簡について、これまでの治療プログラムの中で学んできた病識や対象行為への内省ということ踏まえて書かれたものである。実弟の立場を踏まえてというよりは、Aさん自身の思いを一時的に実弟へ分かってもらいたいという主観的な側面が感じられることを面接の中で対象者へ伝えた。

② 2通目：実弟からAさんへの手紙

【書簡の内容】

「お前は人生をもう一度生きたいと言った。そうやって自分だけ生きたいのか。母は、もう生き返りはしない。母は悲しいだけの人生であった。お前が本当に憎い。（中略）好きなだけ謝ればいい。俺に兄なんていない。考えることさえしたくない」

【コメント】

この書簡について、面接の中で確認すると「実弟の立場になって、自分に手紙なんて書きたくないと感じた。手紙を読んだり、書いたりすることで、これまでのことや事件のことを思い出してしまうため、自分と関係を持たず生活をしていきたいのではないか。苦しみながら生活をしているのではないか。」と語られた。その状況で、実弟はこれまで生活を何とか継続してきたことを伝えると「つらく、大変だったでしょうね」とうつむきながら述べていた。

③ 3通目：Aさんから実弟への手紙

【書簡の内容】

自分自身の存在や今後の人生が、実弟を傷つけてしまうことにつなげる内容から書かれ始めて

いる。そして、そのことをこれからの生活において身をもって感じていく覚悟が書かれ、同じ過ちを繰り返さず、実弟の言葉を胸に刻みながら償っていくことを決意されている内容である。

【コメント】

この書簡について、面接の中で確認すると「これまでは面接等で知った言葉等を使っていたが、今回は自分の言葉で書いた」と語った。だからこそ、思考や表現が自由なものとなり、実弟への共感的な姿勢が得られ、その内容には、対象者自身が行ってきた暴力や対象行為を踏まえた上で、実弟や自分自身が立たされている状況について洞察でき、記載されるようになったと考えられた。

また、これまでの治療プログラム等では一定の整理が行われたと述べていた対象行為についても、戸惑いや未だに受け入れることができずに葛藤していることも語られていた。

④ 4 通目：実弟から A さんへの手紙

【書簡の内容】

対象行為以降、加害者の弟という立場に立たされている実弟自身が抱えていた苦悩の表出、喪失体験の内容から始まっている書簡である。しかしながら、書簡の終盤には、実弟から A さん宛に「弟の俺が兄のようだ。しっかりしろ」という励ましのメッセージが書かれてもいた内容であった。

【コメント】

この書簡について面接の中で、手紙の内容として激励の部分が記載されるようになったことを確認した。この書簡を書く前に、担当 MDT が実弟との面接を行っていた。さらに、その面接の際に実弟へ現在対象者が RL に取り組んでいることを伝えたところ、その書簡を読むことを希望され、A さんの記載した書簡や内容に理解を示し、また退院についても今までよりも若干の納得をされた発言も聴かれた。

そのような背景があったことから、A さんは実弟の心情として、少なからず A さん自身への理解や激励も得られているように受け取り、記載したと思われた。

しかしながら、A さんへの実弟の感情の割合を確認したところ、憎しみ 25%・怒り 25%・恐怖 10%・離別 10%・不安 10%・激励 10% だと表現しており、実弟の立場となり客観的に捉えることができていた。

⑤ 5 通目：A さんから実弟への手紙

【書簡の内容】

自分自身が実弟の憎しみの対象となっていることを確認する内容から始まっている。そして、現在の自分自身が実弟の幸せを願っていること、さらには実母にも謝罪し、償っていきたいという思いが記載されている。最後には「2 度と同じ過ちを繰り返さないように生きていきたいです。十字架を背負いながら」と締めくくっている書簡であった。

【コメント】

この書簡について面接の中で、『十字架を背負いながら』と記載したことについて確認すると、

これからの生活の中で対象行為や実母、実弟の思いを踏まえて生きていく意気込みとして記載したと語った。

これまでは、実弟との関係修復による連絡や面会が実現することを強く希望していたが、この時には実弟の関係やAさん自身の感情を客観視でき、“まずは実弟に迷惑をかけずに生活すること”が大切であると考えられるようになっていた。

⑥ 6通目：Aさんから実弟への手紙

【書簡の内容】

入院してからの治療の経過、多くのことを学んだことを実弟へ伝えている。そして、過去の自分から学んだことを通して、自分自身のこれからの生活を一步ずつ歩いていくことの決意が書かれている書簡であった。

【コメント】

この書簡は、退院直前に書かれた最後の書簡である。本来であれば、実弟からAさん宛に書簡を書く順番であったが、対象者から「最後の書簡であれば、自分から実弟宛に手紙を書きたい」と希望を述べられたことから、Aさんから実弟へ書簡を記載してもらい、終結とした。

面接の中では、この書簡を記載する中で入院してから受けてきた治療プログラムやRLでの実弟とのやり取りを思い出しながらまとめていくことを考えたと話された。さらに、過去の実母や実弟への暴力等についても「何もできない自分に腹が立っていた。周囲から自分だけが取り残された感じで不安だった。自分が病気であることを受け入れられなかった」と語った。それらを踏まえ、失敗した自分から学び、それを受け入れた自分で退院後の生活を送っていきたいと話され、過去の失敗や対象行為を起こしてしまったこと、病気があることを受け入れながら、これから生活をしていけることが本当の自分であるとも話された。

実弟との関係については「時間では解消できない、償いきれない」と述べ、まずは自分が落ち着いて生活していくことが実弟の安心につながるのではないかと語られていた。

V 考 察

1. 本事例におけるRLによる効果

本事例の場合、入院初期から医療観察法医療の特徴である手厚いマンパワーやチーム医療により、対象行為への内省の深化が図られ、実弟の心情への共感を促すかわりがなされていた。さらには、悲嘆反応と思われる抑うつや怒りが生じる時期を乗り越え、治療が進展してきた背景もあり、RLを導入した段階においては、既に一定の自己の問題性を理解し、実弟への共感的な態度を示すことができていた。

退院を間近にした時期でもあり、つづられた書簡は全てで6通と多くはない。しかしながら、Aさんが複数の書簡をやり取りしたことを振り返る中で、このRLがもたらした効果は複数存在

していたと考えられる。そこで、春口が RL の臨床的仮説として挙げている以下の 7 点¹⁶⁾に基づいて考察を行った。

(1) 文章による明確化

これまで、自分の考えや感じたことを面接の中で MDT と口頭でやり取りを繰り返されていた。しかしながら、より自己の考えや感じたことを認識することが可能となったのは、RL によって、自分の考えや気持ちを反芻し、文章にするために明確化されていくプロセスによるものだと考えられた。さらには、この文章を読み返すことで、自己の考えや感じたことを客観視でき、自己受容が促されたのではないかと考えられた。

(2) 自己カウンセリングの作用

過去を想起し、現実を直視することで思考をめぐらし、さらには交互の自由な表現が自己の中で展開されることで、自身の問題に気づき、未熟さを改め、さらに成長していけることの機会となり、それらを促す作用があると考えられた。

そのことで、これからの地域生活に新たな意味づけを行うことが可能となり、自己の課題や実弟との間に生じている課題を抱えながら、新たな生活を送っていけるようにエンパワーされたのではないかと考えられた。

(3) カタルシス作用

RL では、各種面接では表現できにくい心情をさらけ出すことができると考えられた。本事例の場合、特に実弟から対象者へ書かれた書簡については普段の面接では表現されていなかった実弟の心情であった。このことは、実弟の心情を理解し、A さん自身と実弟との間で生じている現実的な課題を受容することを促す作用でもあったと考えられた。

しかしながら、筆者には実弟の立場として書かれたものではあるが、実弟に自らを投影し、実弟の立場を用いてどこか自分自身に抱えているメッセージであるようにも感じられた。

(4) 対決と受容

本事例の場合、実弟の立場に身を置いた際、自らへの敵意や否定的な感情を受容できず、葛藤が生じていた。しかしながら、RL を重ねるにつれ、実弟の心情への洞察が深まり、受容することが可能となったと考えられた。

(5) 自己と他者、双方からの視点の獲得

この仮説については、本事例における RL を用いた目的でもある。これまでの治療経過からも実弟の気持ちについて議論を行ってきた。そのような中でも、今回の RL の中で述べられていた感想から、改めて実弟の立場、視点から過去の生活や対象行為について感じるということが可能となったのではないかと考えられた。

(6) RL によるイメージ脱感作

RL を重ねると、イメージが想起されるようになり、これまで誤っていた自己のイメージは、客観的、妥当的、事実評価的なイメージへと変化するとされている。

本事例では、当初は過去の暴力や対象行為を行ってしまったことを悲観し、償っていくしかない人生を述べていた。しかしながら、終結時にはそのような中でも過去の出来事を振り返り、入院中に学んだことを客観的に評価でき、実弟を安心させられるような新たな生活を行っていきたいと述べていることは、RLがもたらした自己イメージの再獲得ではないだろうか。

(7) 自己の非論理的、不合理な思考に気づく

Aさんは初め、実弟に謝ることが実弟の安心や償いになると考え、実弟との面会や連絡を行うことを望んでいた。しかしながら、RLを通して、実弟の心情を理解し、現状では面会や連絡を取ることが実弟の不安感や恐怖感を一層強めてしまうこと、謝ることでは実弟の安心や償いにはならないことに気づいていった。そして、実弟の立場から考えた際に、まずは自らが退院後に問題なく生活していくことが実弟の安心につながるのではないかと気づき、退院後の生活について合理的に考えられ、さらにはその動機づけとなったと考えられた。

これら7点以外にも、「現実吟味能力」や「共感性の向上」などとして、RL実施前と比較すると、実弟の心情を理解し、その上で自分自身が退院後の生活においてまずは問題なく過ごすことが重要であることの有益性を現実的に考察することを可能にしていた。

2. 対象者の気持ちに寄り添える支援者（MDT）の存在

医療観察法制度においてクライアントの治療や社会復帰を目指すために、手厚いマンパワーは欠かせないものである。一人のクライアントに対して、MDTを編成し、治療・支援を行っていく。クライアントは入院治療期間において不安や葛藤などのさまざまな感情を抱えながら、治療を受けていく。その中で、MDTに自身の感情を受け止めてもらえた体験からクライアントは癒され、安心感が得られ、信頼関係が構築されていく。

Aさんについては、そのような関係がMDTと構築されており、再度自己の課題に向き合う気持ちになったと考えられる。竹下は、クライアントがRLで自分の内面と向き合うための要件の一つに「自分自身の内面の問題と向き合う苦しさを支えてくれたり、ともに考えてくれたりしてくれる支援者や指導者の存在¹⁷⁾」を挙げている。

本事例のようなRLへの取り組みは、クライアントにとって精神疾患や対象行為、過去の暴力など、自身の本質的な課題と向き合うことになるため、それは非常につらく苦しい作業である。その点について、何よりもクライアント自身が書簡を書く気持ちになっていること、自身に向き合おうとしている姿勢に理解を示し、労い、寄り添うことの役割はMDTにとって重要なものである。医療観察法医療の目的に内省の深化が掲げられている以上、彼らの社会復帰を支援する専門職らには、このような役割も存在しているのである。

また、RLの用い方について平らは「その実効をあげるため一人10回以上の交信を確保したい¹⁸⁾」と述べ、大村も「一人の相手には10回以上往復させて内容の深化が図れるようにしている¹⁹⁾」と報告している。しかしながら、本事例では6回とこれらの報告と比較して交信の回数は

少ないものの、今回のようなAさんがRLに取り組み、対象行為や実弟の思いを言語化することを促進した背景には、入院当初から退院時まで共に内省の課題に取り組んだCPやNsといった多職種（MDT）がAさんの支えとなって存在し、その機能を補完したと推察できる。

3. その他

その他として、本事例におけるRLへ取り組むことができた要因としてクライアントの機能的評価についても若干触れておく。入院中の知能検査（WAIS-III）にてIQ 83であり、GAF（機能の全体的評価）^{20）}にて50点と評価されていた。これらから、精神病性症状や日常生活上の障害が残存しているものの、一定の機能が保たれていた状態であった。

このことから、機能的側面においてRLへの取り組みの必要性を理解することができ、重要な他者である実弟への共感が促進し、クライアントなりにそれを踏まえた現実的な感情や思考に至ることができ、書簡に書くことが可能であったと考えられた。

VI ま と め

今回は医療観察法の入院医療を受けているクライアントに対して、対象行為に関する自身の感情整理や家族の心情理解を目的にRLを実施した。

書簡には、対象行為によって遺族となった実弟への思いや過去の暴力、後悔等をつづりながら、またそれらに関する実弟の感情をクライアント自らがつづることで、自分自身と実弟との双方の視点が得られ、過去の出来事や対象行為について新たな意味づけを行うことができたと思われた。そして、これからの地域生活において現実的に、さらに実弟の心情を理解した上での希望と疾病の再発や再被害行為を繰り返さないことへの自身の責任を持つことを可能にした。このことは、入院当初から各種治療プログラムやMDTのかかわりを通じて対象行為への内省に働きかけがなされており、その上で退院が近い時期にRLを実施したことが内省の深化が図られ、ナラティブな語りを可能にしたのではないかと考えられた。

医療観察法制度におけるクライアントの全てに対して、RLを実施しているわけではない。しかしながら、病状が安定し、対象行為や生活歴等に関する振り返りが行えるクライアントに本技法を用いることで、これまでのライフイベントや病状悪化によって行ってしまった対象行為などで傷ついたライフヒストリーに、新たな意味づけを行うことを可能とし、今後の人生を新たな物語として語ることに至らせることができると考えられた。このことからRLは、クライアントの「過去」から「現在」への歩みをたどることによって、クライアントに自分自身の「未来」をリカバリーしていけるビジョンを想起させ、地域生活・社会復帰に向けたエンパワーを可能にする技法である。

そして、そのような変化が書面として残ることから、家族との関係調整を行う際に、実際のク

クライアントの作業過程を直接知ることができるものとして用いることも可能である。本事例では、少なからず実弟がその書面を読み、対象者の取り組みに理解を示したことから、その関係調整が若干ではあるが進展したと考えられた。

VII さ い ご に

本稿は、医療観察法の入院医療を受けているクライアントに対してPSWがRLを用いて介入した一事例の報告である。本事例から、PSWがRLを用いてかかわることで、クライアントのエンパワメントを促進することを期待できると考えられた。一見、クライアントの「過去の生活問題」について内省や洞察を求めることになるため治療モデルに基づくものと思われるかもしれない。しかしながら、本事例のように実際は重要な他者の心情と自己の感情とを受容し、新たな生活を目指すことを可能にするリカバリーモデルとしての「未来への生活支援」なのである。このことから筆者は、ソーシャルワーク領域におけるアプローチの一手段とすることに利点があると感じている。

今後の課題として、RLにおいて多くの実践事例が報告されているが実施する際の適用基準等が明確にされていない。さまざまな対象や領域において用いられていることから基準を設けることは困難であろうが、その効果を検証することや多くの臨床場面において用いられていくためには重要なことである。筆者自身も今後、医療観察法制度におけるクライアントは当然ながら、一般精神医療のクライアントに対しても本技法を用いながら、事例を重ね、精神障害者の社会復帰支援におけるRLの効果や適用の検証（障害の程度、IQ、生育歴など）を行いながら、いかなる対象にRLが適用可能かその基準を明示する一助としていきたい。

<付記>

本稿をまとめるにあたり、快く同意して下さったAさんとそのご家族、また同意を得るにあたりご尽力下さった関係者諸氏に感謝申し上げます。また、本事例は狩野が実践したものに、志村がRLを用いる中でスーパービジョンを行ったものを共同研究としてまとめたものである。

注

- ・医療観察制度において、入通院処遇を受ける旨の決定をなされたものを“対象者”と呼称するが、本稿は社会福祉実践における論稿であるため“クライアント”と呼称した。

引用・参考文献

- 1) 社団法人日本精神科病院協会・財団法人精神・神経科学振興財団：司法精神医療等人材養成研修会ガイドライン集. 2006. 66
- 2) 須藤徹, 壁屋洋一：司法精神医療等人材養成研修 共通評価項目. 社団法人日本精神科病院協会 財団法人精神・神経科学振興財団：2008. 18-31
- 3) 今村扶美, 松本俊彦ら (2010)：重大な他害行為に及んだ精神障害者に対する「内省プログラム」の開発と効果測定. 司法精神医学 5(1)：2-15
- 4) 中澤佳奈子, 安藤久美子ら (2012)：医療観察法における対象行為と被害者との関係：第二報. 第8回司法精神医学会大会抄録集
- 5) 春口徳雄 (1987)：ロール・レタリング (役割交換書簡法) 入門 — 人間関係のこじれを洞察する. 杉田峰康 (監修) 創元社
- 6) 春口徳雄 (1988)：ロール・レタリング (役割交換書簡法) による自己理解について — 非行少年の臨床事例から —. 犯罪と非行 76 28-51
- 7) 春口徳雄 (1991)：ロール・レタリング (役割交換書簡法) が覚せい剤患者の治療に果たす役割. 刑政 102(3) 22-34
- 8) 原節子, 中村延江ら (1995)：ロール・レタリングが神経性食思不振症の治療に果たす役割 ロール・レタリング (役割交換書簡法) の理論と実際. 杉田峰康 (監修) 春口徳雄 (編著) チーム医療 222-232
- 9) 杉田峰康, 春口徳雄 (1995)：ロール・レタリングによる境界性人格障害に対する心理療法 ロール・レタリング (役割交換書簡法) の理論と実際. 杉田峰康 (監修) 春口徳雄 (編著) チーム医療 247-266
- 10) 下村明子, 松村三千子ら (2004)：看護教育におけるロールレタリング. 日本看護研究学会雑誌 27(5) 55-64
- 11) 尾口昌康 (2011)：精神保健福祉士のスーパービジョンにおけるロールレタリング導入の試み. ロールレタリング学会研究発表抄録集
- 12) 山下泉, 村杉謙次 (2011)：家族の感情推測が困難な医療観察法入院対象者にロールレタリングを用いた一事例. 精神神経学雑誌 113(4) 418
- 13) 杉田峰康, 春口徳雄 (1995)：ロール・レタリングの理論と実際. (株) チーム医療 12-18
- 14) 才田幸夫, 春口徳雄 (2000)：ロール・レタリング (役割交換書簡法) による生と死の教育 — 中学校における実践報告. 犯罪と非行 125 231-258
- 15) 金子周平 (2006)：「重要な他者の焦点化」に関する技法と研究の比較検討：ロール・レタリング, 内観療法を中心とした文献レビューから. 九州大学心理学研究 7 89-96
- 16) (同 12) 杉田峰康, 春口徳雄 (1995)：ロール・レタリングの理論と実際. (株) チーム医療 12-18
- 17) 竹下三隆 (2007)：少年院におけるロールレタリングの実践的技法. 松岡洋一・小林剛 (編著) 現代のエスプリ 482 77
- 18) 平栄一, 荒内眞, 諏訪仁, 原田善英, 相沢佳弘, 佐藤晴良 (1991)：短期処遇施設における役割交換法の導入とその結果について. 矯正教育研究 36 155
- 19) 大村芳久 (1993)：役割交換書簡法の処遇効果の検証と課題等について. 刑政 118(7) 57
- 20) 高橋三郎, 大野裕, 染矢俊幸 (2006)：DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引き. 医学書院 40-45